○松本市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実行委員会設置要綱

平成９年４月１日
告示第１０６号

（目的）

第１条　この要綱は、松本市戦没者を追悼し平和を祈念する式典（以下「式典」という。）を開催するにあたり、必要な事項を検討するために設置する松本市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実行委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、式典の開催に関する必要な事項を決定し、式典の管理運営を行うものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表に掲げる団体の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１名を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の５月末までとする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、住民自治局平和人権共生課及び健康福祉部福祉政策課とする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年６月１０日告示第１９７号）

この告示は、平成１１年６月１０日から施行する。

附　則（平成１９年６月２１日告示第３３０号）

この告示は、平成１９年６月２１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日告示第１００号）

（施行期日等）

１　この告示は、平成２７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実行委員会設置要綱、松本市長野自動車道環境問題対策協議会設置要綱、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱、松本市・HIV等性感染症予防啓発推進協議会設置要綱、松本市営市街地駐車場店舗施設使用者審査委員会設置要綱、松本市工業団地等分譲企業選考委員会設置要綱、松本市技能功労者褒賞要綱、松本市緑に関する市民会議設置要綱、安曇区域市有土地問題審議会設置要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に新要綱の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

（松本市議会議員である委員の任期の特例）

２　この告示による松本市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実行委員会設置要綱、松本市長野自動車道環境問題対策協議会設置要綱、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱、松本市・HIV等性感染症予防啓発推進協議会設置要綱、松本市営市街地駐車場店舗施設使用者審査委員会設置要綱、松本市工業団地等分譲企業選考委員会設置要綱、松本市技能功労者褒賞要綱、松本市緑に関する市民会議設置要綱、安曇区域市有土地問題審議会設置要綱の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成２７年５月１日以後の日まである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新要綱の規定にかかわらず、平成２７年４月３０日までとする。

附　則（平成２９年３月３１日告示第９３号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月１２日告示第３８号）

この告示は、令和元年６月１２日から施行する。

附　則（令和２年１０月３０日告示第３６８号）

この告示は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月１日告示第５８３号）

この告示は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則（令和８年６月２日告示第３５９号）

この告示は、令和８年６月２日から施行する。

別表（第３条関係）

松本市町会連合会

社会福祉法人松本市社会福祉協議会
松本市遺族会
松本市公民館長会
松本市女性団体連絡協議会
松本市子ども会育成連合会
松本ハイランド農業協同組合
松本地区労働者福祉協議会
松本商工会議所
松本市校長会
松本市PTA連合会